

# 第 23 回教育委員会

平成 29 年 10 月 4 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

議 案

報告第17号 職員の人事について

## 職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項により教育長による急施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

平成 29 年 10 月 1 日付をもって、別紙調書のとおり人事異動を発令する。

新補職名	補職名	職種	氏名	備考
( 課 長 級 )				
総務部大学連携企画担当課長	指導部英語イノベーション担当課長	社会教育 主事	比嘉 直子	転任
免兼務	東住吉区役所次世代育成担当課長兼 教育委員会事務局総務部東住吉区 教育担当課長	事務	溝邊 ルリ子	他
総務部東住吉区教育担当課長兼務 (東住吉区役所次世代育成担当課 長)	総務部教育政策課長代理	社会教育 主事	伊藤 純治	他
指導部英語イノベーション担当課 長	東京事務局副所長	事務	吉田 克徳	転入
東住吉区役所次世代育成担当課長 兼教育委員会事務局総務部東住吉 区教育担当課長	総務部教育政策課長代理	社会教育 主事	伊藤 純治	転出 昇任
( 係 長 級 )				
総務部教育政策課担当係長兼務	浪速区役所市民協働課担当係長	社会教育 主事	吉富 聡	他

(参考)

大阪市教育委員会教育長専決規則（抄）

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。